

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の計画的な処理指針

平成18年5月
福 井 県

目 次

第1章 指針策定の背景および目的	
第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理をめぐる状況	1
1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の動き	
2 PCB廃棄物の処理体制について	
(1) 全国の処理体制の現状	
(2) PCB廃棄物の処理技術について	
第2節 指針策定の目的、期間	4
1 目的	
2 期間	
3 指針策定の基本的方向	
第2章 PCB廃棄物の広域処理体制の確保	
第1節 PCB廃棄物の現状と処分見込み量	5
1 PCB廃棄物の保管量	
2 発生量および処分量の見込み	
(1) PCB廃棄物の発生量	
(2) 処分量の見込み	
第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保	9
1 県内に保管されているPCB廃棄物の処理	
2 処理体制の確保のための方策	
(1) 収集運搬の安全性の確保	
(2) 計画的な収集運搬体制の確保	
(3) 効率的な広域処理体制の確保のための方策	
第3章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策	
第1節 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策	13
1 県の役割	
(1) PCB廃棄物の実態把握	
(2) 適正処理推進のための監視、指導等	
(3) 関係機関との連携	
(4) 情報公開等による県民、事業者等の理解促進に係る方策	
(5) 保管事業者による処理に対する支援	
2 保管事業者の役割	
3 使用事業者の役割	
4 収集運搬業者の役割	
5 その他関係者の役割	
第2節 その他の事項	17
1 処理技術開発の促進	
2 低濃度のPCB汚染物の処理	
3 PCB使用製品を含む家電製品の処理	
4 不法投棄等の防止	
5 広域的な連携によるリサイクルの促進	
6 その他	

1章 指針策定の背景および目的

第1節 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理をめぐる状況

1 ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の動き

ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）は、化学的に安定しており、熱により分解しにくい、酸化されにくい、電気絶縁性が高い、沸点が高いなどの様々な特性を有していることから、主としてトランスやコンデンサなどの絶縁油、集中暖房などの熱媒体やノンカーボン紙などの感圧複写紙など幅広い分野で使用されてきた。

しかし、昭和43年にカネミ油症事件が発生して、その毒性が社会問題化したことから、我が国では昭和47年以降はその製造が止められ、また、使用を終えたもの等はポリ塩化ビフェニル廃棄物（PCB、PCBを含む油またはPCBが塗布され、染み込み、付着し、もしくは封入された物が廃棄物となったものをいう。以下「PCB廃棄物」という。）として、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）」に基づき、保管事業者に対し、適正な保管が義務づけられている。

PCB廃棄物の処理については、昭和62年から平成元年に兵庫県の鐘淵化学工業株式会社高砂工業所において、高温焼却法により我が国最初の処理が行われ、その後、全国39か所で広域処理の検討が行われたが、焼却による排ガスに対する懸念等により、周辺の住民の理解が十分に得られなかった。このようなことから、約30年間にわたり、事業者による長期保管が継続する状況の中でPCB廃棄物の紛失等が発生し、環境への汚染が懸念される状況になっている。

こうした中、最近になって、PCBを安全に分解処理する化学処理技術が確立したことにより、全国各地で処理の試みが進められ、広域的な処理体制が可能となってきた。

また、過去にPCBの使用がなかった地域（北極圏）での汚染が報告されたことなどを契機に、平成13年5月に「残留性有機汚染物質（POPs）に関するストックホルム条約」が採択されるなど、国際的な規制の取組みが始まっており、欧米諸国においてはその処理が既に進められている。

このようなことから、我が国においては、平成13年6月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（以下「PCB特措法」という。）」が制定され、同法に基づき定められた処分の期限（平成28年7月）までに、PCB廃棄物を処理するための体制を速やかに整備し、適正かつ確実な処理を図ることとされた。

さらに、環境事業団法が改正され、国内における拠点的な処理体制を整備していくための枠組みが整えられた。

2 P C B 廃棄物の処理体制について

(1) 全国の処理体制の現状

国は、P C B 廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に推進するため、平成 1 5 年 4 月に「ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基本計画」（以下「国の基本計画」という。）を策定し、環境事業団（現、独立行政法人環境再生保全機構）を活用して速やかに拠点的広域処理施設の整備を図る基本的方針を明らかにした。（表 - 1）

また、拠点的広域処理施設では、当面、P C B 廃棄物の大部分を占め、速やかに処理する体制を確保することが必要になっている高圧トランス等（P C B を使用した高圧トランス、高圧コンデンサおよびこれらと同程度の大きさの電気機器で 10 k g 以上のものをいう。）および廃 P C B 等（廃 P C B および P C B を含む廃油をいう。）を処理することとし、安定器等の小型の電気機器、感圧複写紙等の汚染物等については、分解すべき P C B の量そのものがわずかであることから、現在、国において安全で効率的な処理技術の評価等を行っており、これらの処理体制の整備について早急に検討を進めることとなっている。

なお、国においては、処理方針が確定していない低濃度 P C B 汚染物の早期処理に向け、その特性に応じた処理方法、処理期限等について検討を進めることとしている。

表 - 1 日本環境安全事業(株)の拠点的広域処理施設の整備計画（国の基本計画による）

事業名	北海道事業	北九州事業	豊田事業	東京事業	大阪事業
事業認可日	平成16年6月30日	平成13年11月1日	平成14年10月24日	平成14年11月8日	平成15年2月19日
事業対象場所	北海道室蘭市仲町	福岡県北九州市若松区響町1丁目	愛知県豊田市細谷町3丁目	東京都江東区青梅2丁目地先	大阪府大阪市此花区北港白津2丁目
処理対象区域	北海道、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県、長野県	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県	岐阜県、静岡県、愛知県、三重県	埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県	滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
処理対象物	・高圧トランス等および廃PCB等	・第1期工事で整備する施設においては、北九州市の区域等に存する高圧トランス等および廃PCB等をまず対象とし、第2期工事で整備する施設と合わせて、事業対象の全区域内の高圧トランス等、廃PCB等および汚染物等	・高圧トランス等および廃PCB等	・トランス、コンデンサ、安定器が廃棄物となったものならびに廃PCB等	・高圧トランス等および廃PCB等
処理能力	1.8トン/日 (PCB分解量)	第1期 0.5トン/日 (PCB分解量) 第2期 1.3トン/日 (PCB分解量)	1.6トン/日 (PCB分解量)	2トン/日 (PCB分解量)	2トン/日 (PCB分解量)
処理開始予定時期	平成19年10月	平成16年12月	平成17年9月	平成17年11月	平成18年8月
事業完了予定時期	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月	平成28年3月

* 日本環境安全事業(株)：PCB廃棄物の処理を行う機関として、環境事業団の事業を承継し、国の全額出資により平成16年4月に設立

平成13年11月に北九州市における事業が最初に認可され、その後、愛知県豊田市、東京都における事業が認可され、平成15年2月には、大阪市における事業と同時に、北海道室蘭市におけるPCB廃棄物の広域処理事業（以下「北海道事業」という。）が認可された。

こうした中で、青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県、茨城県、栃木県、群馬県、新潟県、富山県、石川県、福井県、山梨県および長野県（以下「15県」という。）については、処理施設設置の目途が立っていなかったことから、環境省は15県からの要請を受け、平成15年11月に北海道および室蘭市に対して、15県を加えた地域を北海道事業の対象地域とする事業地域拡大の要請を行った。

また、国および本県、富山県、石川県の北陸三県は、平成16年1月に、各県内のPCB廃棄物の処理について、北海道に対し、北海道室蘭市に整備される処理施設への受入れを要請した。

これらの要請に対し、平成16年3月、北海道および室蘭市は、20数回にわたり説明会を開催するなどして検討を行い、安全性の確保等の条件を前提に、受

入れを受諾したことから、環境省は、国の基本計画を変更し、北海道事業の対象地域を北海道および15県とした。

北海道事業については、平成16年6月、国の認可により、国の基本計画の中に位置付けられるとともに、平成17年3月に変更された「北海道ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（以下「北海道処理計画」という。）」において1道15県におけるPCB廃棄物の適正処理の具体的な推進方策が明らかにされ、早期の確実な処理を推進していくこととされた。

なお、平成16年7月には、北海道および15県（以下「1道15県」という。）ならびに室蘭市で構成される「北海道PCB廃棄物処理事業に係る広域協議会」（以下「広域協議会」という。）が設置され、北海道事業の安全性の確保や北海道までのPCB廃棄物の運搬に係る調整等を行うこととした。

このほか、民間における自社処理が全国10か所以上で行われてきている。

（2）PCB廃棄物の処理技術について

我が国におけるPCBの処理技術および分析技術に関する調査研究は、10年ほど前から始められ、電気事業者や環境プラントメーカーを中心に新技術の開発が進められてきた。国においては、関係省庁が連携して実証試験等を重ね、技術評価を行ってきた。その結果、従来から認められてきた高温焼却による処理方式に加え、脱塩素化分解法、水熱酸化分解法、還元熱化学分解法、光分解法およびプラズマ分解法がPCBの分解技術として認められた（廃棄物処理法施行令の改正）。

第2節 指針策定の目的、期間

1 目的

PCB特措法に定める期限内にPCB廃棄物を確実に処理していくためには、国、1道15県、保管事業者、収集運搬業者、処理業者など多くの関係者が処理の必要性や方策について十分に理解し、それぞれの役割を果たしていく必要がある。

そのため、国の基本計画や北海道処理計画との整合性を図りながら、PCB特措法第7条の規定に基づき、県内のPCB廃棄物の確実かつ適正な処理を総合的かつ計画的に実施していくための基本的事項を明らかにする。

2 期間

平成18年度から、PCB特措法に定めるPCB廃棄物の処分期限である平成28年7月までを計画期間とする。

3 指針策定の基本的方向

県内で保管されているPCB廃棄物および使用中のPCBが含まれている製品におけるすべてのPCBは、自社内で処理するものを除き、北海道室蘭市内に設置が予定されている拠点的広域処理施設（以下「北海道拠点的広域処理施設」という。）で、平成27年3月までに処理を行うことを基本とする。

北海道拠点的広域処理施設の運転に伴う環境監視や情報の提供については、1道15県が連携した取組みを行う。

北海道拠点的広域処理施設の計画的な運転や安全で効率的な収集運搬を確保するために、1道15県が連携しながら収集運搬体制の整備を図る。

PCB廃棄物の処分の見込量が大幅に変動した場合や国の基本計画に変更があった場合等には、必要に応じて、この内容等の見直しを行うこととし、PCB廃棄物保管事業者等に周知するものとする。

第2章 PCB廃棄物の広域処理体制の確保

第1節 PCB廃棄物の現状と処分見込み量

1 PCB廃棄物の保管量

PCB廃棄物を保管する事業者は、毎年度末における保管状況等を都道府県知事（本県においては、各保健所長）に届け出なければならないこと（PCB特措法第8条）、PCB廃棄物を保管する事業場に変更があったときは、その変更があった日から10日以内に都道府県知事（本県においては、各保健所長）に届け出なければならないこととされている（同法施行規則第6条）。

本県内における平成17年3月31日現在のPCB廃棄物の保管状況（使用中のものを除く。）は、表-2のとおりである。

表 - 2 P C B 廃棄物の保管状況 (P C B 特措法に基づく届出により算出)

廃棄物の種類	保管事業者数	保管量	備考
高圧トランス	20	163 台	
高圧コンデンサ	407	2,897 台	
低圧トランス	4	43 台	
低圧コンデンサ	24	184,561 台	
柱上トランス	4	93,114 台	
安定器	66	14,366 台	その他 20kg
P C B	3	972kg	その他 7L
P C B を含む油	13	8,372kg	その他 690L
感圧複写紙	2		その他 5,230L、20 箱
ウエス	11	494kg	その他 1 個、1 缶
その他機器	14	121 台	
汚泥	2	140kg	
その他	9	1,057L	その他 650kg、6 個

(注) 高圧トランス : 受電電圧が 6 0 0 ボルトを超えるもの

高圧コンデンサ : 受電電圧が、交流にあっては 6 0 0 ボルトを超え、直流にあっては 7 5 0 ボルトを超えるもの

柱上トランスは、ほぼ全数が北陸電力(株)の施設において保管されている。

2 発生量および処分量の見込み

(1) P C B 廃棄物の発生量

昭和 4 9 年 6 月からは、「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和 4 8 年 1 0 月に制定)に基づき、P C B の製造、輸入等が禁止されているが、それ以前から使用されているものについては法的な規制がなく、現在でもトランスや安定器などで使用されているものが存在する。

これらの機器については、P C B 廃棄物の発生量として見込む必要がある。

平成 1 7 年 3 月 3 1 日現在の県内における P C B 使用製品の使用状況は、表 - 3 のとおりである。

表 - 3 P C B使用製品の使用状況

廃棄物の種類	使用事業者数	使用量	備考
高圧トランス	11	43台	
高圧コンデンサ	32	145台	
低圧トランス			
低圧コンデンサ	3	6台	
柱上トランス			
安定器	6	1,159台	
P C B			
P C Bを含む油			
感圧複写紙			
ウエス			
その他機器	4	27台	
汚泥			
その他			

< 参考 >

高圧トランス、高圧コンデンサの保管、使用台数別事業場数

保管、使用台数	事業場数	合計台数
1	257	257
2	75	150
3 ~ 4	54	178
5 ~ 9	28	172
10 ~ 19	16	192
20 ~ 49	5	140
50 ~ 99	2	125
100 ~	2	2,034
合計	439	3,248

保管・使用台数が4台以下の事業場は386社（全体の88％）に達するが、保管・使用台数は585台（全体の18％）にとどまっている。

(2) 処分量の見込み

処分量の見込みは、【保管量 + 発生量】で算定することとし、表 - 4 のとおりとする。

また、その算定に当たっては、

ア 保管量は、P C B 特措法に基づく保管量の届出(表 - 2)によることとする。

イ 発生量は、P C B が使用されている使用中の電気機器等の廃棄物への転換量を推計することになるが、現在使用中の電気機器類等は全て平成 2 7 年 3 月末までに計画的に使用を取り止め、廃棄物となるものと見なす。

なお、今後、P C B 廃棄物となるものが把握された場合には、順次、当該 P C B 廃棄物を加えることとする。

表 - 4 P C B 廃棄物の処分量の見込み

廃棄物の種類	保 管 量	発生量 (使用量)	処 分 量 の 見 込 み (合 計)	
高圧トランス	163 台	43 台	206 台	
高圧コンデンサ	2,897 台	145 台	3,042 台	
低圧トランス	43 台		43 台	
低圧コンデンサ	184,561 台	6 台	184,567 台	
柱上トランス	93,114 台		93,114 台	
安定器	14,366 台	1,159 台	15,525 台	その他 20kg
P C B	972kg		972kg	その他 7L
P C B を含む油	8,372kg		8,372kg	その他 690L
感圧複写紙				その他 5,230L、20 箱
ウエス	494kg		494kg	その他 1 個、1 缶
その他機器	121 台	27 台	148 台	
汚泥	140kg		140kg	
その他	1,057L		1,057L	その他 650kg、6 個

第2節 PCB廃棄物の処理体制の確保

1 県内に保管されているPCB廃棄物の処理

県内に保管されているPCB廃棄物のうち高圧トランス等、廃PCB等については、北海道拠点的広域処理施設において平成27年3月までに処分することとなっている。

また、北陸電力㈱が県内において保有するPCB廃棄物のうち、柱上トランスについては、同社が富山県富山市草島（富山火力発電所内）に設置する施設において処分することとしている。

表 - 5 処理施設の名称、所在地等

施設名	所在地	処理対象	処理方法 施設能力	処理期間
北海道拠点的広域 処理施設	北海道室蘭 市仲町	北海道、青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県、茨城県、 栃木県、群馬県、新潟県、富山県、 石川県、福井県、山梨県および長 野県に保管されている高圧トラン ス等および廃PCB等	脱塩素化分 解方式 約 1.8t/日 (PCB 分解 量)	平成 19 年 10 月～平成 27 年 3 月
北陸電力㈱ 絶縁油リサイクル センター	富山市草島 字長井 1 (富山火力 発電所内)	北陸電力㈱の保有するPCBを含 む絶縁油(柱上トランスの絶縁油) (但し、トランスケースの処理施 設は別途計画中)	脱塩素化分 解方式 10kL/日 (2回/日)	平成 15 年 5 月 ～平成 28 年 7 月

2 処理体制の確保のための方策

(1) 収集運搬の安全性の確保

PCB廃棄物の適正処理を推進していくためには、北海道拠点的広域処理施設の安全性に加え、PCB廃棄物の収集運搬についての安全性確保も重要な課題である。

国においては、平成16年3月に「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」を策定するとともに、PCB特措法施行規則の一部を改正し、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬体制の確立のための処理基準および許可基準の強化等を図った。

また、北海道事業の処理対象区域は広範囲にわたることや、冬期間における路面状況を踏まえると、輸送過程における環境への影響を最小限とする収集運搬体

制を整備する必要がある。このため、北海道拠点の広域処理施設への収集運搬に当たっては、国が定めたガイドラインを基本に、北海道が策定するPCB廃棄物の収集運搬の実務的な手引書である「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領（仮称）」等を踏まえ、運搬手段、運搬経路、収集運搬業者等に対する指導方針および緊急時の連絡体制等について、1道15県が協議・調整を行い、必要な情報の共有を図り、収集運搬状況の監視・指導や緊急時の対応を行うこととする。

<参考>

国のガイドラインは、PCB廃棄物の保管事業者または収集運搬業者が、廃棄物処理法その他関係法令に定められているPCB廃棄物の収集運搬に係る基準等を遵守するために必要な技術的方法および留意事項を示しており、PCBの漏洩、流出の防止を第一に、ハード、ソフトの両面から、次のような具体的な事項を盛り込んでいる。

《主な事項》

ア 収集運搬について

(ア)事前調査・委託契約 (イ)収集・運搬の方法 (ウ)表示・標識 (エ)携行書類

イ 運搬容器について

(ア)運搬容器の基準 (イ)種類 (ウ)試験 (エ)選定 (オ)再使用 (カ)維持管理

ウ 安全管理および運行管理について

(ア)安全管理の体制 (イ)収集・運搬従事者の教育 (ウ)運搬計画 (エ)運行管理

(オ)届出

エ 緊急時の対策

(ア)事故の未然防止 (イ)緊急連絡体制 (ウ)緊急時の措置 等

(2) 計画的な収集運搬体制の確保

国の基本計画では、PCB廃棄物の安全かつ効率的な収集運搬および処分が計画的に実施できるよう、各県は、関係する都道府県および日本環境安全事業(株)との調整を行うとともに、拠点の広域処理施設への計画的な搬入の方針を示すことが定められている。

そこで、県内のPCB廃棄物を北海道拠点の広域処理施設に計画的、効率的に搬入するため、次のとおり、PCB廃棄物の搬出および収集運搬についての基本の方針を定める。

搬出についての基本的な考え方

ア 日本環境安全事業(株)の受入基準等に基づき、保管事業者および収集運搬

- 業者を指導し、P C B 廃棄物の計画的、効果的な搬出に努めるものとする。
- イ 廃業した中小企業者など長期保管に課題のある事業者からの搬出を優先的に進めることとする。
 - ウ 収集に当たっての基本エリアは健康福祉センター単位とし、それぞれのエリア内に保管されている P C B 廃棄物を効率的に収集し搬出する。
 - エ 多量の P C B 廃棄物を保管する事業者(以下「多量保管事業者」という。)は、日本環境安全事業(株)と連絡調整のうえ、自社の処理計画を保健所長に提出し、計画的な搬出に努めるものとする。
 - オ その他搬出量等については、広域協議会で策定される処理実施計画を踏まえ、日本環境安全事業(株)と協議して定めるものとする。

北海道拠点的広域処理施設への運搬方法

北海道室蘭市までの運搬方法については、運搬距離が長距離に及ぶという地理的状况や冬期間の路面凍結に対する輸送上の安全性確保に加え、保管事業者にとっての搬出の容易性、積替え保管施設の確保等を踏まえ、鉄道または船舶の利用を基本として検討する。

鉄道または船舶を利用する運搬方法について、既の実施している他県の実況等も参考にしながら、適宜具体的に検討していくこととする。

また、保管事業者の収集・運搬に要する経費負担を軽減させるため、効率的な収集運搬の体制を確保する。

表 - 6 鉄道、船舶を利用する運搬の主な特徴

		運搬上の安全性	搬出拠点	留意事項
鉄 道	鉄道コンテナ	年間を通じ、運行は安定しており、計画的な収集運搬が可能である。	【嶺北地域】 J R 貨物南福井駅 (福井市) 【嶺南地域】 J R 貨物敦賀港駅 (敦賀市)	漏れ防止容器をコンテナに収納するための積替え保管場所が必要 J R 貨物は収集運搬業の許可が必要
	フェリー (旅客とトラックを輸送)	天候により運行できない期間が継続し、計画的収集運搬に支障を生じる可能性がある。	【県内全域】 敦賀港(敦賀市) (航路:敦賀港~ 苫小牧東港)	危険物船舶運送及び貯蔵規則により、食品等と同一船倉・区画に積載できない。
船	RORO(ロー ー)船 (貨物船:クレ ー ンを使用せずト レーラーなどで 荷役できる。)	天候により運行できない期間が継続し、計画的収集運搬に支障を生じる可能性がある。	【県内全域】 敦賀港(敦賀市) (航路:敦賀港~ 苫小牧港)	船会社は収集運搬業の許可が必要 危険物船舶運送及び貯蔵規則により、食品等と同一船倉・区画に積載できない。

* 保管場所からコンテナへの積替え場所まではトラックによる運搬となる。

積替え保管施設の確保

収集運搬に際しては、トラックからコンテナへの積替え保管施設の確保が必要となるため、収集運搬業者による施設の確保を図る。

積替え保管施設は、安全性の確保を前提に、鉄道または船舶による運搬方法の特徴等を考慮し、効率的な場所に整備する。

運搬経路

県内のPCB廃棄物保管場所から、JR 貨物南福井駅、JR 貨物敦賀港駅または敦賀港までの運搬経路は、効率的かつ安全に搬入できるルートとするため、幹線道路(高速道路、国道、県道、4車線以上の市町道)を優先的に使用する。

緊急時の連絡体制

県、警察、市町、消防等の関係機関、収集運搬業者および日本環境安全事業(株)は収集運搬時および積替え保管施設での事故等に備え、相互に連携し、迅速かつ適切な対応ができるよう、緊急時の連絡体制を整備する。

(3) 効率的な広域処理体制の確保のための方策

北海道事業の処理対象区域は、1道15県と広範囲であることから、PCB廃棄物を効率的に収集運搬および処理することが必要である。このため、1道15県は相互に連携し、次のとおり、PCB廃棄物の保管事業者および使用事業者の十分な理解のもとにPCB廃棄物の計画的かつ効率的な処理体制を確保する。

平成27年3月末までの処分の期間を見据えて、各県の処理量の平準化と地域性を考慮し、広域協議会で協議調整し策定する処理実施計画を踏まえ、県内のPCB廃棄物の計画的かつ効率的な収集運搬および処理を進める。

処理実施計画については、速やかに公表するとともに、保管事業者や処理業者に対し、説明会を開催するなどして、処理に向けて事前の周知を図る。

保管状況等により早期の処理が必要な場合や大型PCB機器の搬入など処理施設の合理的な運転上必要な場合などは、処理実施計画にかかわらず収集運搬、処理ができるものとする。

第3章 PCB廃棄物の適正処理の推進方策

第1節 PCB廃棄物の計画的な処理を推進するための方策

1 県の役割

(1) PCB廃棄物の実態把握

PCB特措法第5条第2項の規定に基づき、次のとおりPCB廃棄物の把握に努めるものとする。

PCB廃棄物の保管状況、搬出処理状況を把握するため、保健所長は、PCB廃棄物保管事業者に対し、PCB特措法第8条の規定に基づく保管状況等の届出義務の徹底を図る。

保健所長は、PCB特措法第8条の規定に基づくPCB廃棄物の保管等状況の届出が履行されない事業者に対しては、届出を指導するほか、必要に応じ、立入検査を実施し、保管状況等を把握するものとする。

今後も新たにPCB廃棄物の発生が見込まれることから、工場、病院、学校等、PCB廃棄物を保管している可能性がある事業場に対し、PCB廃棄物の保管の有無を確認するほか、関係団体に対して未届出のPCB廃棄物に関する

情報の提供を要請する等、P C B 廃棄物の把握に努める。

(2) 適正処理推進のための監視、指導等

P C B 廃棄物が特別管理産業廃棄物に該当することから、保管事業場における安全性の確保については、廃棄物処理法施行規則に定める「特別管理産業廃棄物保管基準」を遵守するよう指導するほか、P C B の環境中への漏えいが懸念される事業場に対しては、適宜、立入検査を実施し、状況に応じた指導を実施する。保管施設の改善に応じない事業者等に対しては廃棄物処理法に基づき、厳正に対処する。

収集運搬においては、国が定めた「P C B 廃棄物収集・運搬ガイドライン」に基づき、安全性の確保を図るとともに、廃棄物処理法施行令に定める「特別管理産業廃棄物の収集、運搬、処分等の基準」に則った指導を行う。

また、「北海道P C B 廃棄物収集運搬実務要領（仮称）」および日本環境安全事業(株)の受入基準等に基づき、安全かつ効率的な収集運搬を指導する。

北海道拠点的広域処理施設における処理の安全性の確保については、県は、広域協議会に参画し、広域処理施設の周辺環境の監視を行うなど、P C B 廃棄物処理の安全性の確保等に努める。

P C B 使用製品の使用事業者に対し、代替品への転換など、計画的な使用の取り止めと適正な処理を要請する。

(3) 関係機関との連携

北海道事業を計画的に推進するため、広域協議会等の場を活用しながら、環境省、日本環境安全事業(株)等との情報交換に努める。

将来発生が予想されるP C B 廃棄物を把握するために、電気事業法電気関係報告規則に基づきその使用状況を把握している経済産業省中部近畿産業保安監督部と情報の共有に努めるものとする。

収集運搬時の緊急事態に迅速、的確に対応するために、警察、市町、消防等の関係機関との緊密な連携を図るものとする。

(4) 情報公開等による県民、事業者等の理解促進に係る方策

国、都道府県および市町村は、PCB特措法第5条第3項の規定により、PCB廃棄物の適正処理の推進に関する、国民、保管事業者およびPCB製造事業者等の理解を深めるよう努めることとされていることから、PCB廃棄物に関する情報の提供に努める。

PCB廃棄物の処理に係る情報の収集および提供

PCB廃棄物の処理の必要性をはじめ、収集運搬、処理・処分の方法およびPCBが含まれる機器などについては、これまでも資料の配布、説明会の開催などにより普及啓発活動を行ってきたが、今後も、県のホームページなどを通じて情報提供に努める。

また、期限内の処分と北海道拠点の広域処理施設への安全で効率的な輸送の確保を図るため、保管事業者や使用事業者に対して、処理の必要性や収集運搬の方法、輸送上の安全対策、計画的な使用取り止めについて、必要な情報を提供していく。

PCB特措法第8条に基づき保管事業者から届け出されたPCB廃棄物の保管および処分の状況に関する情報については、各健康福祉センターにおいて閲覧に供するとともに、県のホームページを活用し、情報を公開していく。

北海道拠点の広域処理施設に係る情報の提供

日本環境安全事業(株)が北海道室蘭市に設置を予定しているPCB処理情報センターにおいて、北海道拠点の広域処理施設の稼働状況、PCB廃棄物の処理実績、運搬車両の運行管理状況およびモニタリング調査等の情報を総合的に管理するシステムを整備し、その内容をホームページ等を通じて公開することとされていることから、分かりやすい情報の迅速な提供について広域協議会の場を利用しながら調整していく。

(5) 保管事業者による処理に対する支援

PCB廃棄物の保管は、長期間保管している事業者、特に中小の事業者にとっては大きな負担となっている。このような状況の下、国は平成13年度に、環境事業団内に「PCB廃棄物処理基金」を造成し、中小事業者がPCB廃棄物を処理する際に必要となる費用の一部を助成することとしているが、県も、平成13年度以降、毎年度、この基金に拠出し、保管事業者の処理を支援している。

2 保管事業者の役割

PCB廃棄物の保管事業者は、保管場所からPCB廃棄物が搬出されるまでの間、特別管理産業廃棄物保管基準に基づき、漏洩や飛散、紛失することのないよう適正に保管しなければならない。

また、毎年度、その保管や処分の状況、PCB廃棄物の保管場所を変更した場合にあってはその旨を、都道府県知事(本県においては保管場所を管轄する保健所長)に届け出なければならない(PCB特措法第8条)。

また、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために、国および県が行う指導および助言に従うとともに、施策に協力しなければならない。

さらに、「指針策定の基本的方向」に従い、保管しているPCB廃棄物を適正に処理しなければならない。

特に、多量保管事業者は、日本環境安全事業(株)と連絡調整のうえ、自社のPCB廃棄物の処理計画を作成し、保健所長に提出するとともに、北海道拠点的広域処理施設に計画的に搬出するよう努めるものとする。

3 使用事業者の役割

PCBを含む製品を使用している事業者は、PCBを含んだ製品からPCBが漏洩、飛散または紛失しないよう適正に管理するとともに、代替品への転換を進め、「指針策定の基本的方向」に従い、適正な処理に努めなければならない。

4 収集運搬業者の役割

収集運搬業者は、廃棄物処理法施行令に定められた特別管理産業廃棄物収集運搬基準等の関係法令や「PCB廃棄物収集・運搬ガイドライン」、「北海道PCB廃棄物収集運搬実務要領(仮称)」および日本環境安全事業(株)の受入基準を遵守するとともに、PCB廃棄物の計画的・効率的な処理を確保するために国、県の施策に協力しなければならない。

収集運搬業者は、効率的な運搬を図るため、自ら、積替え保管施設を確保することを基本とする。

5 その他の関係者の役割

PCBを製造した者およびPCB使用製品を製造した者は、保管事業者または使用事業者に対し、PCBの使用の有無を判断するために必要な情報の提供に努め、PCB廃棄物の処理が確実かつ適正に推進されるよう、県の施策に協力するものとする。

第2節 その他の事項

1 処理技術開発の促進

高圧トランスやコンデンサの処理技術については、実用化技術として十分な実績と経験が蓄積されているが、紙やウエスなどの少量かつ多種のPCB汚染物を効率的に処理する技術については、今後さらに、技術的知見や実証試験等を重ねていく必要がある。

このため、1道15県が連携し、国に対し、効率的な処理ができるよう技術の評価および適切な技術の活用を促進し、これらの処理体制を速やかに整備するよう要請していくこととする。

2 低濃度PCB汚染物の処理

近年、PCBを使用していないとされていたトランス等重電機器の一部に、微量のPCBに汚染された絶縁油が含まれていることが関係業界の調査により明らかになっている。

環境省では、経済産業省とともに、低濃度PCB汚染物の処理方法について検討中であるが、その対策のあり方は今後の事業者の保管や適正処理の推進に大きな影響を及ぼすものであることから、関係情報の収集に努め、関係機関と連携して適切な対応を図るものとする。

3 PCB使用製品を含む家電製品の処理

家電製品のうち、昭和49年以前に製造されたテレビ、ルームクーラーおよび電子レンジについては、PCB使用部品を含んでいる可能性があることから、市町は廃家電製品の処理に関し、これまで通り、当該家電製品の製造者に取外しを依頼するなど、PCB使用部品の取扱いに留意する必要がある。

なお、取り外されたPCB使用部品は、家電製品の製造者の管理の下に保管され、PCB廃棄物として適正に処理されることとなっている。

4 不法投棄等の防止

PCB廃棄物の不法投棄を防止するため、県は、保管事業者等に対し、適正保管・処理を指導するとともに、不法投棄の監視活動に努めるものとする。

なお、PCB廃棄物が建築物の増改築や解体時に誤って他の廃棄物と混じって処分されることのないよう、解体業者等に対してPCB廃棄物の適正処理について周知するものとする。

5 広域的な連携によるリサイクルの推進

北海道事業では、P C B 廃棄物の処理残さ等のリサイクルの推進が求められている。このため、北海道事業の対象となる 1 道 1 5 県においては、環境産業などによるリサイクルの推進について、情報交換を行うこととする。

6 その他

北海道拠点的広域処理施設まで長距離であることや、冬期間における路面の凍結などの状況を踏まえ、輸送過程における環境への影響を最小限とする収集運搬体制を確立する必要がある。また、使用中の P C B 使用機器については、期限内にその使用を取り止め、確実に処理する必要がある。

こうしたことから、本県としても、広域協議会を通じ、国や日本環境安全事業(株)に対して、悪天候時の運行制限、G P S 等を利用した位置確認システムの導入などの適切な運行管理システムの構築、密閉性の高い運搬容器の使用など漏洩防止対策、P C B 使用機器の期限内処理等のための必要な措置について、要請していくこととする。